

# 審査基準

| 基準の名称   |      |                 |
|---|------|-----------------|
| 法令等名  | 根拠条項 | 許認可等・処分の概要      |
| 動物用医薬品等取締規則   | 112  | 販売指定品目の変更又は追加指定 |
| 基準の内容   |      |                 |
| <p>動物用医薬品等取締規則</p> <p>(販売指定品目の変更等)</p> <p><b>第百十二条</b> 動物用医薬品特例店舗販売業者は、法第八十三条の二の三第一項の規定により都道府県知事の指定した品目の変更又は品目の追加指定を申請しようとするときは、別記様式第四十六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>薬事法</p> <p>(動物用医薬品の店舗販売業の許可の特例)</p> <p><b>第八十三条の二の三</b> 都道府県知事は、当該地域における薬局及び医薬品販売業の普及の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、第二十六条第二項の規程にかかわらず、店舗ごとに、第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十六条の四第一項の規定により農林水産大臣が指定する医薬品以外の動物用医薬品の品目を指定して店舗販売業の許可を与えることができる。</p> |      |                 |